論　説

毒ガス完全撤去に向けた「安全対策」の策定
―琉球政府毒ガス撤去対策本部と沖縄教職員会の関与を中心に―

村岡　敬明（明治大学）

1. はじめに

沖縄で米軍の毒ガス漏出事故が発覚してから50年が経過した。在沖米軍の毒ガス漏出事故が発覚した発端は、沖縄県美里村の米軍知花弾薬庫（現：嘉手納弾薬庫）で、1969年7月8日にVX神経ガス（毒ガス兵器）が漏れ出し、25人の米兵と軍属が病院に搬送されたことであった。この事故で、毒ガス兵器が米軍知花弾薬庫に貯蔵されていることが、沖縄住民に明らかになった。当時日米間では、沖縄返還交渉が佳境を迎えていた。そうした中で毒ガス兵器漏出事故が発生したので、米国は、在沖米軍の基地使用に悪影響が出ることを懸念した。

毒ガス兵器漏出事故は沖縄住民を不安と恐怖に陥れた。沖縄県祖国復帰協議会は「毒ガス即時撤去要求、アメリカのカンボジア侵略反対県民総決起大会」を1万人規模で開催した。立法院議会は全会一致で「毒ガス兵器の撤去要求決議」を採択した。それが発端となって、市町村議会も在沖米軍への抗議決議を次々と可決していった。米軍への抗議と怒りの声が沖縄全土に拡大していったのである。結局、在沖米軍は、毒ガス漏出事故の発覚から2年が経過した1971年になって、毒ガス兵器を2回に分けて米国領ジョンストン島へ移送した。毒ガス移送の際は、在沖米軍が「安全対策」を策定し、沖縄住民の不安を和らげようとした。しかし、在沖米軍の毒ガス移送の「安全対策」には不備があり、沖縄住民間に不信感が広がった。そこで本稿では、毒ガスの完全撤去に向けた「安全対策」の策定をめぐり、琉球政府毒ガス撤去対策本部と沖縄教職員会が行った具体的な取り組みを読み解く。

2. 在沖米軍毒ガス問題の経緯

2.1 在沖米軍毒ガス問題の発覚

沖縄での毒ガス貯蔵が明らかになったのは、1969年7月18日付の毒ガス兵器漏出事故に関する『ウォールストリートジャーナル』紙の報道が発端であった。その新聞記事は、「化学兵器の海外配置、沖縄で暴露される。米国基地におけるガス漏洩により25人が倒れる。島内および日本における反応予期される。共産側宣伝の好餌か」と報じた。毒ガス兵器漏出事故に関する新聞報道について、我部政明は、①米国政府が『ウォールストリートジャーナル』紙の報道直前まで圧力をかけて阻止しようとしていたこと、②国務省が東京の米国大使館や沖縄の琉球列島米国民政府（USCAR）のランパート高等弁務官に対し、本国から指示されたもの以外は発表しないように命じていた、③この事故の取り扱いを国務省管轄としたことなどを明らかにしている。[1)]

以上のことから、我部は「米国政府の対応に慎重さが見て取れる」[2)]と指摘している。当時日米間では、沖縄返還交渉が佳境を迎えていた。米国としては、沖縄住民の反米感情の悪化が沖縄返還交渉の行方に水を差すことを警戒していた様子が窺がえると指摘している。

そして、同新聞記事は「米国は海外における抑止力の一端として、致死性化学薬剤で武装した作戦用兵器を使用している[3]」と報じた。米軍は1965年以降にベトナム戦争へ介入し、枯葉剤などの化学兵器を使用していた。そうした状況の中で、毒ガス兵器漏出事故が発生したことに当時の沖縄住民は大きな衝撃を受け、毒ガス兵器完全撤去に向けた機運が高まっていった。

それを受けて、1970年12月5日に米国防総省は、毒ガス兵器のうちマスタードガス150tをジョンストン島へ移送すると発表した。

2.2 米軍の世界戦略における毒ガス兵器の位置づけへの影響

毒ガス兵器は米国の安全保障上必要な兵器とされてきたが、1969年7月8日の毒ガス兵器漏出事故を契機に、米軍の世界戦略における毒ガス兵器の位置づけに変化がもたらされた。米国政府のメセルソン顧問（軍縮問題）は、1970年5月号の『サイエンライフィック・アメリカン』で、「細菌兵器や致死性ガスが、結局は相手国のミサイル発射を妨げる力を持たない以上核戦略の下で抑止力としての戦略的価値は失われた[4]」と述べた。つまり、毒ガス兵器が反共の封じ込め意味を持たなくなったことを意味している。メセルソン顧問は、毒ガス兵器を“あまり使う見込みのない兵器”とした理由として、2つの根拠を挙げた[5]。ひとつは、中国が核兵器開発に着手し、既に中距離戦略核ミサイルの開発に成功していることがある。もうひとつは、ベトナム戦争で催涙ガスを含めた生物化学兵器が使用され、その残虐性が全世界へ明らかにされたことを挙げた。米国は「ジュネーブ議定書」を批准していないが、国際社会から米国の非人道性を非難する声が高まったことが決定打となり、毒ガス兵器の使用を困難にした。そうした国際世論の高まりの中で、毒ガス兵器漏出事故が発生したのである。

3. 琉球政府の第1次毒ガス移送時の安全対策

3.1 琉球政府の安全対策の発表

琉球政府は1971年1月6日に「安全対策と措置」を発表した[6]。それによると、①沖縄住民に安全対策を理解させるための広報活動を実施、②毒ガス撤去に関する情報連絡網の整備、③万一の事故に備えた沖縄住民の避難体制の整備、④独自に専門家を招聘、⑤毒ガス撤去当日は、美里村役場に現地対策本部を設置（本部長は屋良朝苗行政主席）、⑥中部病院に救護本部を特設、⑦沖縄住民に対し、その都度毒ガス撤去状況から気象関係を速報、⑧近隣市町村の協力を得て消防隊員を非常待機、⑨道路は一方通行とすることを規定した。また「安全対策と措置」には、琉球政府から米国政府への要求事項、琉球政府から日本政府への要求事項も付されていた。

3.2 琉球政府第1次毒ガス移送招聘調査団の招聘

3.2.1 本土専門家による在沖米軍基地の毒ガス実態調査

在沖米軍の第1次毒ガス移送に際して、琉球政府は、毒ガス兵器とその移送計画などを調査するために本土から専門家を招聘した[7]。琉球政府第1次毒ガス移送招聘調査団員には、東京大学農学部の田村三郎教授（化学・技術担当）、森敏同学部助手、軍事評論家の小山内宏原水禁常任委員（兵器・一般

担当）、和気朗厚生技官らが就任した。調査団の目的は、毒ガス兵器とその移送方法を調査し、琉球政府に「安全対策」を助言することにあった。[8)]

3.2.2 琉球政府第１次毒ガス移送招聘調査団の基本姿勢

琉球政府第1次毒ガス移送招聘調査団は、調査を始めるにあたって、以下の基本姿勢を確認した。[9)]

a) 毒ガス兵器は「危険物」である。

安全条件だけを拾い上げるのではなく、「危険」の実態を追及し、そこからいかにして危険を低減するのかを案出する。

b) 調査目的は「沖縄県民の安全にとって役立つものである」ことを確認した。

地域住民への安全対策の整備が満足すべき水準に達した時に「安全」と認めるべきである、という姿勢を持つことに決めた。

c) 沖縄における毒ガス問題を、国際法上からも把えておかなければならない。

1925年のジュネーブ議定書[10)]で、毒ガスなどを戦争に使用することを禁止している。それゆえ、毒ガス兵器を道徳的にも「危険物」とするものである。

上記の琉球政府第1次毒ガス移送招聘調査団の基本姿勢から、政治問題とは一線を画し、「危険物」の化学調査に重点を置いていたことが読み取れる。

つぎに、琉球政府第1次毒ガス移送招聘調査団は、調査対象を「本体」と「輸送体系」の2つに分類し、分類項目から以下の基本的な調査事項を定めた。[11)]

d)「本体」（毒ガス剤およびその容器）

①毒ガス剤およびその容器の種類を明確にする。
②毒ガス剤の貯蔵年数を明確にし、それが収められていた容器の状況を点検する。
③毒ガス剤の輸送車両に対する積み込み方式を調査する。
④万一の事故発生に際して用意されている「毒ガス剤」自体に対する対処方策を調査する。
⑤万一の事故発生に際して用意されている「人間および家畜」に対する対処方策を調査する。
⑥ ⑤、⑥の対処方策について、その具体的な準備状態を明確にする。
⑦毒ガス剤に対する検知器具などの整備状況を明確にする。
⑧万一の事故に対処する予定である米軍技術整備班（TOE）の実情を調査する。

e)「輸送体系」

①輸送体系の全方式を調査する。
②輸送車両の万全な点検を行なう。
③安全運転の方式を点検し、それらを遵守できるかを調査する。
④万一の事故発生時において輸送隊および移送作戦に従事する米軍側の「緊急対応措置」について調査する。
⑤万一の事故発生時における米軍側の「米軍人自体および地域住民」への緊急避難対策を点検

する。
⑥輸送時における悪天候の際の米軍側の対策の調査と、輸送に最適な天候の明示を受ける。
⑦毒ガス剤輸送船に対する「本体」の積み込み方式を調査する。
⑧今回の毒ガス移送作戦の方式が、1回限りのものであるのかどうかを調査する。

上記の基本的な調査事項にしたがって、1971年1月9日午後3時、琉球政府第1次毒ガス移送招聘調査団は米軍知花弾薬庫の毒ガス貯蔵庫に入って、毒ガス兵器本体を現地調査したのである[12]。現地調査の結果、同調査団は①移送される毒ガスはマスタードガス、②毒ガス容器が155ミリ榴弾砲、③マスタードガスの製造年度が1955年度、④貯蔵状態が良好、⑤マスタードガスが、無蓋トレーラー1輌に1段にしてヌキ材を打ち付けて固定されていたことを明らかにした[13]。

在沖米軍は、沖縄住民の安全対策について、「家の中に避難して、じっとしていることが最も安全ということを沖縄住民に勧告する[14]」と調査団に述べた。これに対して、同調査団は「米国本土と沖縄の住宅構造の大きな相違と、米国の道路状況、例えば、高速道路網の発達により人口密集地域を回避して通行可能なバイパス路の存在を指摘して、沖縄には米国と同一の条件を適用するべきではない[15]」と主張した。しかし、在沖米軍と同調査団の議論は平行線に終わった。

3.2.3 琉球政府第１次毒ガス移送招聘調査団と在沖米軍との討議

現地調査の後、琉球政府第1次毒ガス移送招聘調査団は第27化学部隊本部で、毒ガス移送作戦の全般・輸送計画・毒ガス本体などについて、在沖米軍移送指揮官ヘイズ少将から説明を受けた。最大の焦点は「万一の事故が発生した際の在沖米軍の対処方策」と「米軍の毒ガス兵器に対する安全基準」の明示であり、同調査団がヘイズ少将との討議で最も時間を割いたテーマであった[16]。

同調査団との討議の中で、ヘイズ少将は「人間に被害を与えるような事故が発生する可能性は少ない。万一の事故が発生したとしても、応急処置を施すので事故の被害が拡大することはない[17]」と述べ、「万一の事故が発生した際の在沖米軍の対処方策」は必要ないとの認識を示した。そして「米軍の毒ガス兵器に対する安全基準」についても、ヘイズ少将から明示されることはなかった。こうしたことから、同調査団は沖縄版の「安全基準」を策定することの必要性を示した。

3.3 森調査報告

東京大学農学部の森敏助手は、琉球政府第1次毒ガス移送招聘調査団の一員として毒ガスの実地調査を行ない、一連の調査結果を「米軍毒ガス調査報告」にまとめた[18]。森助手の調査報告では、毒ガス兵器が沖縄に持ち込まれた経緯や、第1次毒ガス移送の安全基準への根拠規定などが明らかにされた。

3.3.1 毒ガス兵器が沖縄に持ち込まれた経緯

毒ガス兵器が沖縄に持ち込まれた経緯について、第2兵站部司令官のヘイズ少将が「沖縄に神経ガスが持ち込まれたのは1962年～1965年にかけてのことで、在沖米軍はホワイトビーチから知花弾薬庫に運んだ[19]」と明かした。しかしながら、森助手の調査分析では、1960年に毒ガス事故が沖縄で初めて発生していたことから、その頃から既に毒ガス兵器が沖縄に搬入されていたと結論づけた[20]。さらに、

森助手は1965年～1970年にかけて、具志川周辺で松枯れや皮膚炎症などが相次いたことから、毒ガス兵器が金武湾に海洋投棄されている可能性[21)]や、毒ガス漏れを起こした砲弾と不要になった砲弾を天願桟橋で投棄している可能性についても併せて指摘した[22)]。最後に森助手は、化学部隊が知花弾薬庫に駐留していることによって、毒ガス事故が起きていると結んだ[23)]。

3.3.2 第１次毒ガス移送の安全基準に適用した根拠規定

1971年3月11日、琉球政府立法院軍関係特別委員会がワシントン州のエバンズ知事に米国内の毒ガス兵器移送に関する安全基準の有無を照会した。エバンズ州知事の回答は以下の通りであった[24)]。

①ガス漏れ事故の場合、移送経路に沿った都市の法執行機関に対し、住民の疎開を実施するように指示する。

②ガス漏れ事故が起きた場合、鉄道から20マイル（約32km）以内の地域の住民が疎開できるようにする。

しかし、実際に第1次毒ガス移送の安全基準に適用したものは、原水爆禁止沖縄県協議会の発行した教育宣伝パンフレット『化学兵器に関するメモ』（1970年12月作成）であった。そのパンフレットには、「アメリカ本国における輸送上の安全基準」が記載されており、主な内容は以下の通りである[25)]。

①輸送車および列車の前に安全を確保するための警備車および列車を通行させる。
②医療関係や事故処理のための医薬品、品材を積んだ車および列車を後続させる。
③列車の貨車数を最高87車に制限する。
④列車の総積載量を4,000tに制限する。
⑤1列車の積載量は360tとする。
⑥列車および車の時速は35マイルに制限する。
⑦手順と通信の連絡を迅速にするための係員を配置する。
⑧米国内での輸送期間中、専門知識の豊かな係員を24時間勤務に当たらす。
⑨案内車や列車には砂利、水、消去剤等を積載する。
⑩万一事故が発生した場合には事故発生地域内の管轄機関が事故処理に当たる。
⑪輸送船は海岸より約74マイル沖合から海軍のタグボートで水先案内を受ける。
⑫輸送船は港入口で沿岸警備の護送に迎えられ海軍の船舶が付添う。
⑬輸送上の万一の事故から地域住民を安全に守るため輸送期間中、その地域を中心にして半径最高48km、最小8km以内の住民を避難させる。
⑭輸送する場合の安全をはかるため、一般民の車はその経路から除外される。
⑮陸上輸送の経路に当たる道路は完全な道路舗装がなされ、その硬度を事前に調査し、安全な道路を選んで輸送する。

上記のうち、森助手は⑬の住民の避難距離の根拠が不明確であると指摘した。そこで、森助手が独自に「毒ガス移送の際に最低限何km避難すれば安全か」を検証した。森助手の検証結果では、毒ガス兵器の移送で何km避難すれば安全ということはできないが、科学的に予想される危険区域を避難区域とするのが原則と結論付けた[26)]。

「アメリカ本国における輸送上の安全基準」は、「CB兵器（Chemical, Biological weapon：化学・生物兵器）の実験、貯蔵、輸送を厳重に制限する米上院修正案」（1969年8月11日可決）に基づいて定められた。米上院修正案の主な内容は下記の通りである。[27)]

①国防長官は化学・生物兵器計画の詳細を半年に一度、議会に報告する。
②致死性兵器の運搬手段購入を禁止する。
③海外貯蔵については先立って、貯蔵される外国と協議する。
④米国内移送は軍医総監が公衆の健康に害がないと保障し、また議会および民間に事前通告してから行なう。
⑤処理する致死性兵器は輸送前に無毒化する。
⑥外国で移動、実験、または開発する場合は米国の国際的責任を充分考慮する。
⑦大気圏内実験は大統領命令のもとで国防長官が国家の安全保障上必要と宣言し、軍医総監が公衆の健康上安全だと判断しない限り今後中止とする。
⑧他の国防予算を化学・生物兵器計画に転用することを禁止する。

上記の米上院修正案からすれば、③は当時沖縄が米軍統治下に置かれていたため、沖縄に貯蔵されている毒ガス兵器の移送に関する協議は生じないことになる。したがって、沖縄における毒ガス移送には、上記の米上院修正案の内容がまったく考慮されていないことは明白である。

3.4 第1次毒ガス移送の総括

琉球政府毒ガス撤去対策本部は、1971年2月5日に「第1次毒ガス移送対策に関する総括」を取り纏めた。[28)] それによると、在沖米軍の沖縄住民に対する安全対策について、「沖縄住民の理解、協力のもとに毒ガス兵器を移送するということよりも、第1次毒ガス移送計画の実施を一方的に沖縄住民に押し付けたとの印象を与えた」[29)]と評した。それに対して在沖米軍は「第1次住民安全対策についての米国の意見」のなかで、「米陸軍に規定されている安全基準はいかなる場合にも遵守される」[30)]と反論した。琉球政府は、第1次毒ガス移送の総括を通じて、在沖米軍に毒ガス完全撤去に向けた安全対策の策定と沖縄住民の理解を得る努力を求めていた。

4. 沖縄県祖国復帰協議会・沖縄教職員会の毒ガス撤去闘争

4.1 毒ガス完全撤去に向けた安全対策の検討

在沖米軍は「化学兵器の輸送安全基準」を発表した。しかし、その輸送安全基準には、在沖米軍の毒ガスの具体的な撤去方法や安全性の保障が明記されておらず、沖縄住民に在沖米軍への不信感が広がった。そこで、沖縄県祖国復帰協議会と沖縄教職員会は「命を守る闘い」と位置付けて、毒ガスの完全撤去に向けた行動を起こした。

沖縄県祖国復帰協議会は、1971年1月7日の第24回執行委員会において、まず「毒ガス撤去に関する要請」を決定した。[31)] その基本綱領には、①毒ガスは早期に完全撤去させ、製造・貯蔵・運搬・実験・使用をやめさせること。②マスタードガスである事実が不明確の時点では輸送はさせない。専門家の確実な確認と安全性が保障された時点で撤去させる。③当面の輸送については、在沖米軍の安全対策

が十分に出ていないので、同年1月11日の毒ガス輸送を阻止することが定められた。

つぎに、1月8日の沖縄教職員会の理事会において、毒ガス完全撤去のための「具体的対策」を決定した。その対策内容は以下の通りである。[32)]

①地域全住民に防毒マスクを完全に配布する。
②米国内における輸送上の安全基準による範囲の地域住民を避難させ、それに伴なう一切の費用は在沖米軍の責任において補償する。
③住宅地区を通らないように毒ガス移送コースを変更する。
④安全基準の詳細を早急に明らかにする。
⑤完全な保安対策を立て、厳重に実施する。
⑥本土、沖縄側の毒ガスに関する専門家に十分な調査をさせ、且つ安全対策についての意見を尊重する。
⑦安全性を確実にするために、宜野座を含む中部一円の校区の学校を休校にする。
⑧自衛隊の毒ガス開発の担当者の立ち合いに反対する。
⑨毒ガスについての教宣活動を行なう。

沖縄教職員会が毒ガス完全撤去のための「具体的対策」を決定した理由には、国際法上で禁止されている生物化学兵器を、米軍がベトナム戦争に使用していたことが背景にあった。当時在沖米軍は、軍事上の機密を理由に、沖縄における毒ガスの貯蔵を否定した。しかし、毒ガス兵器漏出事故で在沖米軍に対する沖縄住民の信頼感が低下したことから、沖縄教職員会は毒ガス完全撤去に向けた「具体的行動」を起こしたのである。その「具体的行動」の内容は以下の通りである。[33)]

①危険区域の全学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）とも1971年1月13日には休校にするように琉球政府文教局、中部連合区へ申し入れる。
②家庭における児童、生徒の安全対策は父母に任せる。
③少なくとも、美里、コザと具志川の住民は当日危険を避けるために一時避難体制を取らせる。
④琉球政府は危険区域にある市町村に対し、避難対策を要求する。
⑤米国は避難のために休業した住民に対する一切の補償を講ずる。
⑥琉球政府招聘専門家（東京大学農学部の田村三郎教授・森敏助手、国立予防衛生研究所の和気朗第四細菌室長、軍事評論家の小山内宏氏）の講演会あるいは懇談会を開催し、毒ガスの貯蔵量や種類等の調査報告を受け安全策を聞く。
⑦同年7月11日～12日に全学校とも「毒ガス兵器」についての特設授業を行なう。

こうした「具体的行動」を通じて、沖縄教職員会は毒ガス兵器の危険性に対する機運を沖縄全土で高めようとした。それと同時に、「沖縄教職員会は琉球政府や立法院に毒ガス完全撤去に向けた「要請行動」も行なった。

4.2 立法院議長への要請行動

メルヴィン・レアード国防長官は、1971年2月6日、第2次毒ガス移送が夏中に行われることを発表した。その発表を受けて、沖縄教職員会の平敷静男会長代行は、超党派での第2次毒ガス移送への対策を要請するため、同年2月20日、星克立法院議長に「毒ガスの完全撤去に関する要請」を提出した。

沖縄教職員会が立法院に要請書を提出した理由は、毒ガス問題が沖縄住民の生命に関わる問題であり、全沖縄住民が一体となって毒ガス完全撤去に向けて政治力を結集することを訴えることにあった。沖縄教職員会の要請内容は下記の6項目から成っていた[34)]。

①米国に対して再度立法院決議をもって抗議すること。
②毒ガス問題はすべて日米両政府の責任であることを明確にすること。
③第1次毒ガス移送の際、自主避難に要した約2万ドルと第2次毒ガス移送以後の経費を米国政府に全額支払わせること。
④残る毒ガスの性状、容器などを米軍に明確にさせること。
⑤危険が予想される地域住民の事前避難対策を早急に講ずること。
⑥米国に対し、具体的な撤去計画を明らかにさせること。

沖縄教職員会が上記の要請を立法院議長に提出したことで、琉球政府毒ガス撤去対策本部は第2次毒ガス移送のための安全対策に着手した。

5. 琉球政府の第2次毒ガス移送時の安全対策

5.1 沖縄住民の不安払拭に向けた広報活動

1971年4月3日、米陸軍省から「毒ガスに関する27項目質問事項に対する回答書」が屋良朝苗行政主席に送付された[35)]。それによると、安全を第一義的に考慮するとした上で、「安全対策には、危険兵器または化学溶剤の流出の検知、応急手当ならびに機具および取扱機器の使用に関する条項が含まれる」とした。沖縄住民の安全対策については、毒ガス移送作戦のすべての段階で警備隊を待機させると回答した。

そうした中で、1971年1月6日に発表した「安全対策と措置」に基づいて、琉球政府毒ガス撤去対策本部は「毒ガスについて―24の質問に答える―」という問答集を作成した[36)]。こうした問答集を作成した理由は、毒ガス移送に対する沖縄住民の不安を払拭するために、住民の生命や財産を守る決意を示す必要があったためである。問答集は、琉球大学の教員を中心に専門家委員会を設け、米国から多数の資料を入手して、慎重に検討したうえで疑問点の解明を試みようとしたものである。

5.2 琉球政府の「毒ガス撤去安全対策」の策定

琉球政府毒ガス撤去対策本部は、1971年6月に「毒ガス撤去安全対策（第2次分）」を作成した[37)]。第2次分の安全対策は、第1次分の安全対策よりも要求事項を追加し、「毒ガス移送時の対応組織体制のあり方、特に沿道住民の避難や補償の問題等を中心に総体的な安全対策を立てた[38)]」ものであった。

「毒ガス撤去安全対策（第1次分）」に対して、在沖米軍は「レットハット作戦特別安全対策要領」を作成し、それを琉球政府毒ガス撤去対策本部に提示した。そして在沖米軍の対策要領の中から、琉球政府毒ガス撤去対策本部が問題点を指摘し、遵守されるように要求した。具体的な問題点としては、陸上輸送における安全性の要求（道路標識の設置および遵守、車両間隔の安定保持の義務）を指摘した[39)]。ここでも、琉球政府毒ガス撤去対策本部は毒ガス移送の安全性を第一義的に据えていたことが窺われる。

6. 結語

本稿では、毒ガス完全撤去に向けた「安全対策」の策定に、沖縄教職員会と琉球政府毒ガス撤去対策本部がどのように関わってきたかを明らかにした。以下に、そのまとめをする。

まず、在沖米軍の毒ガス撤去における姿勢に変化が見られたことである。第1次毒ガス移送時には在沖米軍が一方的に安全対策を規定し、沖縄住民から在沖米軍への不信感が広がった。それに対し、第2次毒ガス移送時には琉球政府毒ガス撤去対策本部の安全対策を取り入れて、在沖米軍が安全対策要領を策定した。このように、在沖米軍が琉球政府毒ガス撤去対策本部の意見を取り入れたのは、沖縄住民の在沖米軍への反発を警戒したことが背景にあったことが窺える。在沖米軍からすれば、沖縄住民の反発が高まると、基地の維持が困難になる懸念があるからである。

つぎに、在沖米軍の毒ガス移送に対する沖縄住民の不安を払拭しようと積極的な広報活動を行なっていたことである。沖縄教職員会や琉球政府毒ガス撤去対策本部はパンフレットを作成した。そうすることで、在沖米軍に毒ガス完全撤去に向けた安全対策の徹底と情報公開を求めていたのである。それに答えて、在沖米軍は安全対策要綱を作成したのである。沖縄住民の民意が、在沖米軍の一方的行為を防いだと言えるかもしれない。

今年も米軍基地から消火剤が近くの川に流出する事故が発生した。基地があるがゆえのトラブルであるが、在沖米軍と沖縄住民が親しき隣人となるためには、事件事故が発生した時の対応策について、在沖米軍は真摯な情報公開とその防止策を沖縄県との間で行う必要があることは言うまでもない。

【脚注】

1) 我部政明（2017）「沖縄からの化学兵器撤去：公文書記録に見る日米琉関係」『国際琉球沖縄論集（琉球大学島嶼地域科学研究所）』、第6号、p.6.。

2) 同上。

3) 琉球政府毒ガス撤去対策本部（1969年7月18日）「ウォールストリートジャーナル紙掲載記事、神経ガス事故」（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：R00004826B）。

4) 森敏（作成年不明）「米軍の世界戦略の中で毒ガス兵器はどう位置づけられているか」（読谷村史編集室所蔵）。

5) 同上資料。

6) 沖縄教職員会（1971年1月）「毒ガス兵器の完全撤去のために」『教育新聞号外月刊情報』（読谷村史編集室所蔵）。

7) 在沖米軍の第1次毒ガス移送直前には、日本政府調査団も来訪した。日本政府調査団は、田辺博通（沖縄対策庁調整部長）団長・外務省の千葉一夫北米一課長・東京大学工学部の長哲夫助教授・阿達憲2等陸佐が就いた。

8) 沖縄県祖国復帰協議会（1971）「本土専門家による毒ガス移送問題　調査報告書　全文」（読谷村史編集室所蔵）。

9) 同上資料。

10) 1925年に成立した「ジュネーブ議定書」では、「締約国は条約の当事国となっていない限り、この（窒息性、毒性またはその他のガス及びすべての類似の液体、材料又は考案を戦争に使用すること）禁

止を受諾し、細菌学的戦争方法の使用に拡張することを協定し、且つ相互にこの宣言の規定に拘束しなければならないことを協定する」と定めている。

[11] 沖縄県祖国復帰協議会（1971）「本土専門家による毒ガス移送問題　調査報告書　全文」（読谷村史編集室所蔵）。

[12] 同上資料。

[13] 同上資料。

[14] 同上資料。

[15] 同上資料。

[16] 同上資料。

[17] 同上資料。

[18] 森敏（作成年不明）「米軍の世界戦略の中で毒ガス兵器はどう位置づけられているか」（読谷村史編集室所蔵）。

[19] 同上資料。

[20] 同上資料。

[21] 毒ガス兵器の海洋投棄については、ジャーナリストのジョン・ミッチェル氏が毒ガス兵器を海洋投棄する作業に携わった当時の米軍兵士から2013年に証言を得た。

[22] 森敏（作成年不明）、前掲資料。

[23] 同上資料。

[24] 同上資料。

[25] 原水爆禁止沖縄県協議会（1970）「化学兵器に関するメモ―毒ガスの完全撤去と廃棄を訴えて―」（読谷村史編集室所蔵）。

[26] 森敏（作成年不明）、前掲資料。

[27] 原水爆禁止沖縄県協議会（1970）、前掲資料。

[28] 琉球政府毒ガス撤去対策本部（1971年2月5日）「第1次毒ガス移送対策に関する総括」（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：R00004808B）。

[29] 同上資料。

[30] 琉球政府毒ガス撤去対策本部（作成年不明）「第1次住民安全対策についての米国の意見」（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：R00004868B）。

[31] 沖縄県祖国復帰協議会（1971年1月8日）「毒ガス撤去に関する要請」（読谷村史編集室所蔵）。

[32] 同上資料。

[33] 沖縄教職員会（1971年1月8日）「毒ガス撤去闘争に関する方針」（読谷村史編集室所蔵）。

[34] 沖縄教職員会（1971年2月20日）「毒ガスの完全撤去に関する要請」（読谷村史編集室所蔵）。

[35] 琉球政府毒ガス撤去対策本部（1971年4月3日）「毒ガスに関する27項目質問事項に対する回答書」（読谷村史編集室所蔵）。

[36] 琉球政府毒ガス撤去対策本部（1971）「毒ガスについて―24の質問に答える―」（読谷村史編集室所蔵）。

[37] 琉球政府毒ガス撤去対策本部事務局（1971年6月）「毒ガス撤去安全対策―第二次分―」（読谷村史編集室所蔵）。

[38] 同上資料。

[39] 同上資料。

【参考文献】

・沖縄教職員会（1971年1月）「毒ガス兵器の完全撤去のために」『教育新聞号外月刊情報』（読谷村史編集室所蔵）。
・沖縄教職員会（1971年1月8日）「毒ガス撤去闘争に関する方針」（読谷村史編集室所蔵）。
・沖縄教職員会（1971年2月20日）「毒ガスの完全撤去に関する要請」（読谷村史編集室所蔵）。
・沖縄県祖国復帰協議会（1971）「本土専門家による毒ガス移送問題　調査報告書　全文」（読谷村史編集室所蔵）。
・沖縄県祖国復帰協議会（1971年1月8日）「毒ガス撤去に関する要請」（読谷村史編集室所蔵）。
・我部政明（2017）「沖縄からの化学兵器撤去：公文書記録に見る日米琉関係」『国際琉球沖縄論集（琉球大学島嶼地域科学研究所）』、第6号、pp.1-20。
・原水爆禁止沖縄県協議会（1970）「化学兵器に関するメモ―毒ガスの完全撤去と廃棄を訴えて―」（読谷村史編集室所蔵）。
・森敏（作成年不明）「米軍の世界戦略の中で毒ガス兵器はどう位置づけられているか」（読谷村史編集室所蔵）。
・琉球政府毒ガス撤去対策本部（1969年7月18日）「ウォールストリートジャーナル紙掲載記事、神経ガス事故」（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：R00004826B）。
・琉球政府毒ガス撤去対策本部（1971）「毒ガスについて―24の質問に答える―」（読谷村史編集室所蔵）。
・琉球政府毒ガス撤去対策本部（1971年2月5日）「第1次毒ガス移送対策に関する総括」（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：R00004808B）。
・琉球政府毒ガス撤去対策本部（作成年不明）「第1次住民安全対策についての米国の意見」（沖縄県公文書館所蔵、資料コード：R00004868B）。
・琉球政府毒ガス撤去対策本部（1971年4月3日）「毒ガスに関する27項目質問事項に対する回答書」（読谷村史編集室所蔵）。
・琉球政府毒ガス撤去対策本部事務局（1971年6月）「毒ガス撤去安全対策―第二次分―」（読谷村史編集室所蔵）。

【謝辞】

本稿はJSPS科研費JP20K20686での成果の一部である。